

賃貸契約連帯保証人引き受けに関するご案内(家主・不動産業者様向け)

秋田大学では、一定の条件の下で留学生のアパート賃貸契約の連帯保証人を引き受けています。秋田大学は、財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」制度の連帯保証機関補償(上限 30 万円)を利用して、貸主様への保証債務を履行します。

秋田大学で連帯保証を引き受けるにあたり、「留学生住宅総合補償」制度の条件上、家主・不動産業者様各位へ下記の(1)~(4)をご承諾いただくようお願いしております。

◆個人が連帯保証人を引き受ける場合との主な相違点とお願い◆

- (1)秋田大学は法人として連帯保証を行うため、連帯保証人の印鑑証明書の提出を免除する事
- (2)法人としての連帯保証であり賃貸借契約書には保証人としての極度額の明記は不要である事
- (3)契約更新の際、契約書を再発行する事(自動更新不可)
 - ※賃貸借契約の更新の際、留学生の学籍・在留資格等を確認する必要があるため。
- (4)留学生が加入する「留学生住宅総合補償」の制度は賠償責任保険(火災、水漏れ等)を含んでいるため、通常の賃貸借契約における賠償責任保険については免除する事

【ご留意いただく点】

- ①秋田大学が連帯保証人を引き受けられるのは、留学生が在留資格「留学」を有し、且つ、秋田大学に在学する間のみです。
 - ※本学への入学が確実な留学生(入学手続きを完了しており、留学ビザを取得または変更手続きをとっている学生)については、入学日の前から保証できます。ただし、留学生が、本学が定める期日までに入学手続きを行わない場合は、本学による連帯保証を解除します。
- ②入居後、賃貸契約に違反する状況が発生した場合、直ちにご連絡ください。なお、保証債務の履行にあたっては賃貸借契約の解除が必要となりますので、予めご承知おきください。①の条件を喪失した留学生の債務不履行には、秋田大学は保証責任を負うことができません。留学生が、本学を離籍後も引き続き貴物件への居住を希望する場合には、他の連帯保証人・保証会社等への変更等についてご協力いただけますようお願いいたします。
- ③秋田大学は、賃貸保証契約の補償人など、賃貸契約以外の契約の補償人になることはできません。

ご不明点等がございましたら、下記担当までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先:秋田大学国際課 留学生交流・支援担当
〒010-8502 秋田市手形学園町 1-1
TEL: 018-889-2258 FAX:018-889-3012
